

## 第7回特定外来生物等分類群専門家グループ会合(無脊椎動物)

### 議事概要

1. 日時 2022年9月30日(金) 14:00~15:30
2. 場所 オンライン会議
3. 出席者(敬称略) (委員) 岩崎敬二(座長)、中井克樹、西川潮、逸見泰久  
(環境省) 自然環境局野生生物課外来生物対策室長 大林圭司、  
室長補佐(総括) 水崎進介、室長補佐 高瀬裕貴、野生生物専門官  
武藤静  
(農林水産省) 大臣官房みどりの食料システム戦略グループ 係員  
湊谷陽太

#### 4. 議事概要

##### 【今回指定の考え方について】

(環境省から資料1を説明)

- ・(委員全員) 今回指定の考え方について、異論なし。

##### 【特定外来生物(無脊椎動物)の選定について】

(環境省から資料2、3、3別紙、4を説明)

<適用除外の扱いについて>

- ・(逸見委員、岩崎座長、西川委員) 特定外来生物指定後も、許可を受けた者はアメリカザリガニを輸入、養殖、販売することが出来るとのことだが、生業の維持目的であっても新規の申請は許可しないよう確実な審査をお願いしたい。  
(環境省) 規制前からそれらの行為を生業として行っていた者に対してのみ、逸出防止のための法的制限はかけた上で、許可をすることになる。規制後に新たに養殖をしたいという場合には許可する立付けにはなっていない。
- ・(西川委員) 飼養等の許可を受けた者について、養殖を許可するにしても、新たな輸入を規制することはできないか。高密度で養殖をしている場所では、逸出の懸念だけでなく、輸入個体に起因する病原菌やウィルスを持つ個体が多くなり、これらが在来種に与える影響が懸念される。  
(環境省) 法律の仕組み上、現行の特定外来生物よりも強い規制はできないことになっている。運用面でしっかりやっていきたい。
- ・(西川委員) アメリカザリガニの駆除を行っている団体が、駆除した個体を調理して不特定多数の方に配ったり、肥料化して販売し少額の活動資金を得たりしている。指定後はこれらも商業目的の行為として規制の対象となってしまうのか。防除活動がやりやすいようにしてほしい。

- (環境省) NPO の場合は、防除の確認、認定の手続きをとってもらえれば、譲渡しや販売、飼養等は可能である。
- (西川委員) 観察会などでは捕獲された生物をその場に戻したり、意図せずにアメリカザリガニが採れてしまうこともある。特定外来生物であっても、その場ですぐ放すことは問題ないため、混乱を避けるために注意書き等で示していく必要がある。  
(環境省) 普及啓発の際にわかりやすく示していきたい。
  - (中井委員) 学校教育の用途でアメリカザリガニを売買する場合、販売側も購入側も許可が必要になるとのことだが、相当数の許認可手続きが発生することが想定される。面倒だからといって手続きが不十分にならないようにしっかりとやっていただきたい。
  - (岩崎委員) 特定外来生物に指定することにより、学校教育の現場でも安易に飼育するのは良くないということが学校の先生に周知され、利用が減ることを期待したい。
  - (中井委員) 規制される行為については明記されているが、それ以外は全て「その他の目的」に含まれ許可不要となっている。むしろ適用除外となる行為を明記した方が良いのではないか。「その他」という曖昧な表現では想定外のことが起きるおそれがある。  
(環境省) 他法令の例を参考にした結果である。抜けが無いように改めて確認したい。広報の際にはしっかりと考えて伝えていきたい。
  - (岩崎座長) あくまでも今回の措置はアカミミガメとアメリカザリガニだけのものであり、他の特定外来生物は変わらず飼養等が出来ないということを、教育関係の方々も含めて誤解のないように伝える必要がある。  
(環境省) 文科省とも相談しつつ、学校教育とも連携しながら進めていくことを計画している。
  - (中井委員) 規制適用除外付きの特定外来生物も現行の特定外来生物と名称を区別しないとのことだが、なぜ別のカテゴリー名を設けなかったのか。一般の人々の間で混乱が生じるおそれがある。  
(環境省) 法律の立てつけ上このようになっている。確かに誤解を招くおそれがあるので、通称等を用いるなど工夫して広報する必要があると考えている。
  - (中井委員) 一時期、一部のマスコミが飼えなくなった時の殺処分を強調して報道していたが、環境省では他の飼い主を見つけて譲渡することを推奨しており、殺処分を求めるとは書かれていない。アメリカザリガニもアカミミガメもこれまで通りに飼育が可能であり、これまでと違うのは逃がしてはダメということ。これまでも一貫して終生飼養がうたわれてきょうに、いったん飼い始めたら最期まで責任をもって飼養をしなくては行けないことを、普及啓発でうまく伝えていく必要がある。  
(環境省) 今回は非常に身近な生き物に対する規制なので、生き物を飼育するのはどういうことかを飼育を始める前によく考える必要があるということ、この機会に周知できたらと考えている。
  - (岩崎座長) 資料 3-1 の記述で、「適用除外の対象に含めない」という表現と「規制対象

に含める」という表現があるが、対比が分かりにくいいため、再考いただきたい。

<特定外来生物の選定について>

- ・(委員全員) アメリカザリガニを資料3に示す外来生物法の規制の適用除外を前提に、資料2の「評価の理由」に基づき、生態系にかかる被害を及ぼすおそれがある生物として特定外来生物に指定することについて、異議なし。

#### 【その他】

- ・(逸見委員) 野外にいる個体を減らすことが一番重要であるが、なかなか先が見えない。環境省として、どのように考えているか。  
(環境省) 蔓延しているものを一律に防除することは現実的ではないため、優先度を付けて進めていきたい。重要なのは未侵入地に入れないことであり、特に希少種の生息地に侵入させないこと、また侵入をいち早く検知し防除することが一番大事と考えている。一方で、都市域でNPOや公園管理者が熱心に行っている防除活動についても、技術的・財政的な支援等を行いながら、防除の優良事例の共有や普及啓発を組み合わせ、活動や認識を広めていけたらと考えている。
- ・(中井委員) 人の行為は規制できても、個体は自力で拡散できるため、その対策も進める必要がある。地域に任せるのではなく、モデル的な取り組みや良い成果を情報発信して、現場で応用できるようにしてほしい。すでに特定外来生物がいるところは駆除が進むが、いないところに入らないようにする対応は進みにくいいため、検討をお願いしたい。  
(環境省) 特定外来生物が拡がる前、あるいは被害が顕在化する前にどのように対策をするか、対策を促すかは大きな課題として取り組んでいきたい。全ての水辺をモニタリングすることは難しいが、いかにコストや労力を下げて出来るかという技術開発を含め、検討していく必要があると考えている。
- ・(中井委員、岩崎座長) 生態系被害防止外来種リストは2015年に公表されて以来、一度も更新されていない。リストの更新と、新たに特定外来生物に指定すべき候補がないかをスクリーニングする時期にきている。特に、水生無脊椎動物は観賞用に利用される種類が多く、ペット等の流行から今後新たに輸入されそうで影響がありそうな種を予防的に特定外来生物に指定することも考えていく必要がある。  
(環境省) リスト更新や特定外来生物を迅速に指定出来る体制の構築については、中央環境審議会の答申でも指摘を受けたところであり、対応を進めていきたい。

以上